

玄米及び精米品質表示基準の一部改正案に関する パブリックコメントの募集結果について

消費者庁食品表示課

このことについて、平成23年4月7日から平成23年5月6日までの間、消費者庁ホームページを通じて、意見を募集したところ、17件の意見が寄せられ下記のとおり取りまとめました。

記

- 1 意見公募期間及び提出方法
 - (1) 意見公募期間
平成23年4月7日から平成23年5月6日
 - (2) 意見提出方法
郵送、FAX又は電子メール
- 2 意見募集の結果
全件数 17件
- 3 提出された意見と消費者庁の考え方
別紙のとおり。

玄米及び精米品質表示基準のパブリックコメントの結果

改正(案)に関する主な意見	件数	回 答
米以外の一一般の農産物については、特に証明を受けなくとも産地表示が義務付けられているのに、米に関しては穀物検査を受けなければ(証明米でなければ)原料玄米の原産地を表示できないという取り決めがあるのは、大変不都合であったと思っておりますので、大変良い傾向だと思っております。本案の改正については、大いに賛成するところです。	3	御意見に沿って、改正案で進めていきます。
米トレーサビリティ法の施行に伴う玄米及び精米品質表示基準の改正案について、修正を求める意見を提出します。米トレーサビリティ法が施行されることで、従来のJAS法が規定する農産物検査法による検査を受けた米のみについてのみ、産地、産年、品種の記載ができ、検査を受けていない米は記載が認められないという項目は無意味となります。今回の玄米及び精米品質表示基準の改正による「△△県産(産地未検査)」と表示する案はわかりにくい上に米トレーサビリティ法の趣旨にそぐわないものです。	2	これまでの議論を踏まえ、原案通りといたします。改正案は、本年7月より米トレーサビリティ法に基づき都道府県名等の産地情報が伝達されることに伴い、農産物検査を受けていない玄米を原料とした精米などについても、都道府県名等の産地表示ができるよう見直しを進めているものです。現行の玄米及び精米品質表示基準では、産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米に「未検査米」と表示させるなど、表示された原料玄米が農産物検査を受けているかどうかを明らかにしていることから、改正案でも、産地について証明を受けていない原料玄米については「産地未検査」と表示することにより、その旨を明らかにすることとしました。消費者が誤認しないよう今回の改正の趣旨や「産地未検査」の用語が消費者に分かりやすく伝わるようQ&Aで示していきます。
<p>【1】玄米及び精米品質表示基準の改正案について、修正を求める意見</p> <p>この度、本年7月より「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(通称、米トレーサビリティ法)が完全施行され消費者への産地情報の伝達が義務化されるのに伴い、JAS法「玄米及び精米品質表示基準」を改正し、農産物検査法による証明を受けていない原料米を使用した精米等であっても産地を表示できるように見直しを行うことについて、4点につき以下のように考えます。</p> <p>1) 米トレーサビリティ法に基づいて伝達される産地情報は、従来の農産物検査法に基づく証明以外の方法として検討され、産地表示の根拠となるはずだったと理解しています。しかしながら、消費者庁の改正案では、農産物検査法に基づく検査米と未検査米を区別できるように、カッコ書きで「△△県産(産地未検査)」と表示する案が示されています。このように農産物検査の情報を併記することは、米トレーサビリティ法に基づく産地情報が産地表示の根拠として「証明が不十分」であることを意味し、農産物検査の証明こそが不可欠であることを強調することになります。よってカッコ書き(産地未検査)は削除すべきです。</p> <p>産地表示が「米トレーサビリティ法に基づく」ことを表記するならば、例えば「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)に基づく表示 △△県産」のようにすればよいと考えます。なお、次のような簡略表記ができるように工夫することも必要です。【米トレーサビリティ法に基づく表示 △△県産】</p> <p>2) 今回の改正案は農産物検査法による検査米かどうかに注目が集まりやすく、その反面、米トレーサビリティ法の施行に伴う産地表示であるという改正の趣旨が分かりにくいものとなっています。検査米と未検査米の違いを区別する表示を重要と考えるのであれば、検査米には検査を行った旨及び検査等級も表示することが必要です。</p> <p>総じて今回の改正では、米トレーサビリティ法に基づいて証明できる点こそを強調すべきです。</p>	2	<p>また、関係機関と連携し、事業者には消費者基点の明確化及びコンプライアンス意識について徹底をはかるとともに、制度の周知をすすめ、監視により不正表示に対処して参ります。</p>
今回の改正の目的は、米トレーサビリティ法の施行に伴い、産地情報を消費者に伝達することですが、「△△県産(産地未検査)」と表示する案は、わかりにくい上に農産物検査法以外の証明を取り入れるという、改正の趣旨に沿っていません。欄外への任意表示や事業者への追加説明、Q&A等を必要とせず、消費者が「米トレーサビリティ法に基づく産地表示」であることを明確に認識できる表示にすべきです。農産物の産地情報を含む生産履歴は問題発生時の経路追跡のためだけでなく、購入する消費者にとっても判断情報として有用であり、産地情報の伝達に加えて産年及び品種名についても伝達されるべきです。	2	
玄米及び精米品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第515号)一部改正(案)について、「△△県産 産地未検査」という記載が出来るようにするのは止めた方がいい。まず、表示の意味がわかりづらい。それと、産地の証明ができていないにも関わらず表示してしまうのは、不要なマイナスイメージを与える。たとえば、最近の例を挙げると東北関東大震災の影響により、東北地方の作物などが放射能汚染されている可能性があるという考えが、すでに私たちのなかにあるので「福島県産 産地未検査」という表示がされることにより、その商品の売れる確率はこれまでの表示と比べ格段に低くなるだろう。そうすると、たとえ安全が保障された商品であっても、売れなくなってしまふ恐れがある。既に諸外国で、日本の食料品の輸入を禁止、規制する国が出てきている中で国内でも売れないとなると日本経済は大きなダメージを受ける。食料自給率も今後確実に下がり、ますます輸入に頼ることになってしまう。チェルノブイリ原発事故の場合、ウクライナ共和国がたくさんの資源を抱えている国であったためそちらで外貨を稼ぐことができたが、日本の場合はそれにとって変わるものが浮かばない。もちろん、この表示がわたしたちの安全のためであるというメリットもあるが、このような表示をするのであれば、同時に食料品に対する放射能汚染の基準値を厳しく設定し、安全性をアピールする必要があると考える。	1	
<p>農産物検査法に基づく検査を受けていない米を米トレーサ法に基づき産地名等の表示ができるようにする玄米及び精米品質表示基準の改正に以下の理由により反対します。</p> <p>1 未検査米であってもトレーサ法に基づき産地名の表示が可能となる改正案について</p> <p>(1) 農産物検査法に基づく検査を受けている場合は、農林水産大臣の登録を受けた検査機関の検査員が、銘柄証明に重要な根拠となる種子・苗の購入状況の確認及び圃場での生育環境等関連情報を点検した上で、信頼性が認められた場合のみ検査、証明を行うこととなります。</p> <p>従って、第三者(登録検査機関)の証明がない未検査米の産地表示を可能にするということは、生産者に証明の保証を全て任せることにつながり、産地表示に対する生産者の責任はより一層重くなる可能性があることを懸念します。</p> <p>(2) 米穀の「産地品種銘柄」は、農産物検査法に基づく証明事項であり、産地・品種を一体とする「産地ブランド」を担保し、公正で円滑な流通・取引等を保証するものとして極めて重要と考えます。</p> <p>一方、米トレーサ法のみを根拠として産地名を表示することは、農産物検査法による第三者の証明がないため、産地名の客観性、信頼性が揺らぐことを招きかねず、消費者の信頼を損ねる事態となる心配があります。</p> <p>(3) さらには、玄米及び精米品質表示基準が見直しされ、未検査米でも産地等の表示が可能となった場合、検査を受けない前提の米が増え、包装・水分・量目等が適正ではない米が氾濫し、保管管理上も様々な問題が多く、流通する米穀全体の評価が下がる恐れがあります。</p> <p>2 未検査米を産地表示する場合に記載する「産地未検査」という文言について</p> <p>「産地未検査」という文言では、消費者が商品を選択する際に、「産地」以外の項目の品種や水分等について検査を受けているような誤解を招く可能性があります。</p> <p>従って、未検査米を使用した場合は、一括表示欄に検査行為が行われていない米であることを明確に表す表現の「未検査米」と表示すべきです。</p>	1	

<p>食品表示の信頼性向上と公正かつ適正な流通を確保する観点から、これまで玄米及び精米品質表示基準における産地等の表示は、第三者による客観的な証明がなされている農産物検査法を根拠としてきた。これに対して、今回の改正案で示された未検査米の産地表示について、米トレーサビリティ法にもとづく産地情報を根拠として都道府県名等の表示を行うことは、第三者による客観的な証明がなく、一事業者(仕入元)の情報伝達のみを根拠とするようになる。三笠フーズ等による非食用事故米穀の不適正な流通問題を省みれば、未検査米の流通ルートは不明確であり、生産者から消費者まで複雑な流通ルートを経るものも相当程度あることから、仮に悪意を持って虚偽の産地情報伝達がなされた場合、消費者や善意の流通業者が大きな被害を受けることになる。また、米トレーサビリティ法の産地情報伝達は平成23年7月に施行されるため、産地情報がどの程度正確に伝達されるのかの検証がなされないまま玄米および精米に産地表示がされることになる。そのため、現時点では、米トレーサビリティ法にもとづく未検査米の産地表示は、農産物検査法による証明に比べて信頼性に不安が残ると言わざるを得ず、玄米及び精米の適正な表示を担保する観点からは、玄米及び精米品質表示基準における産地表示については、これまで同様、農産物検査を根拠とするものに限定すべきである。</p> <p>仮に、消費者庁提案の改正案のとおり米トレーサビリティ法にもとづく産地情報を根拠として、産地未検査の米を〇〇県産(産地未検査)と表示できるよう改正されたとしても、平成23年7月に義務化される米トレーサビリティ法の産地情報伝達の運用状況や、今回の改正案に伴う精米袋等の表示と内容物の適正性確認について、消費者庁をはじめとする関係行政機関は徹底して監視を行っていくことが重要であると考えます。</p>	1	
<p>メリット標示はどのようになるのか？ 例)新潟産 産地未検査10割の場合は、今までの表示の流れで推測すると「新潟米 産地未検査」と標示となると思いますが、新潟米の検査米と産地未検査のブレンド米の場合など？、余計に消費者に分かりにくいのではないかと思います。</p>	1	
<p>1.食品表示部会における検討では、関係委員は必ずしも、精米の購入時における消費者の選択判断の状況、農産物検査法等関係法制度の趣旨や米流通の状況などをあまり深く議論していない中で結論を出されたと思われました。 2.任意とはいえ、商品の選別化を目的に「〇〇県産(産地未検査)」と表示する根拠を米トレーサ法に求めています。未検査米の場合は生産者、集荷・流通段階から精米の最終段階まで經由して、特定の産米が確実に特定の袋に商品化されることは、相当な困難が予想されます。消費者の方がコストのかかったそのような米を期待しているのでしょうか。 3.「〇〇県産(産地未検査)」の表現については、検討段階でも議論があったと思いますが、非常に混乱を起ししやすい表現ではないかと考えられます。 4.「産地」の記載は、商品差別化の目的で行われるものと思いますが、議論が不確定なまま「〇〇県産(産地未検査)」の表示が認められることは、生産者、流通事業者、精米事業者のみならず消費者が混乱することになると思います。</p>	1	
<p>無農薬・無化学肥料でお米を作って、産消提携を結んでいる消費者にお届けする場合の表示にも敢えて未検査米と、何か不信を抱かせるような表示を加える必要が奈辺にあるのでしょうか。私達は、安心できる美味しいお米を少しでも低廉にお届けしようとして、除草作業等の協働協力を得、意見交換交流イベントなどを積み重ねて信頼を作り上げてきているのに、敢えて検査手続き費用を価格反映させなければならないような事強制するのでしょうか。 信頼を得るために日々努力を重ね、消費者に少しでも有利になるように低廉さを心掛けているのに、何故日々の産消の信頼関係を政府は信用しないのでしょうか。トレーサビリティとしてきちんと3点表示するのに、余計な検査料を徴収しようとするのでしょうか？卸しなどの第3者が介在することで「顔と顔の見える」を棄れているところでは消費者への信頼を得るために検査機関に委ねるのは了解できるとして、その信頼を日々時間と労力と経費を費やしている生産者への努力に水を差すのですか？ 産消提携として安心と美味と不必要な経費の削減をして低廉の信頼を積み上げてきている実践を無駄にするようなことを強いるのですか？ 産直・産消提携のお米に対して(産地未検査)表示等と不信感を生じせしめるような事を強制する表示方式にしないこと。すなわちこの部分は撤回して下さい。産消提携をして無農薬・無化学肥料で作ってきて、なおかつ低廉さを追求し、消費を伸ばす努力を日々している生産者を苦しめないで下さい。 未検査などと、国・政府が自ら未検査などと節を消費者に抱かせるようなものが、あるいは不当な表示のモノが出回らないためにも、『無料』で検査が受けられる制度にして下さい。お願い致します。</p>	1	
<p>表題 改正案第4条(2)ウ(ウ)について 意見 証明米と未検査米を混ぜた場合、証明米についても品種及び産年の表示ができなくなるというのは、未検査米の取引上の地位を不当に侵害し、妥当ではないと思います。したがって、改正案第4条(2)ウ(ウ)中「こと。」の下に「ただし、産地、品種及び産年について証明を受けた原料玄米と産地について証明を受けていない原料玄米を混合する場合は、産地、品種及び産年について証明を受けた原料玄米について、産地、品種及び産年を表示することができる。」を加えるべきだと思います。</p>	1	<p>今回の改正は、米トレーサビリティ法に基づき都道府県名等の産地情報が伝達されることに伴い都道府県名等の表示ができるようになるものです。従来から、品種又は産年が証明されていない原料玄米を使用した場合は、その表示はできません。</p>
<p>生鮮食品品質表示基準との整合性について 未検査米に関して、生鮮食品品質表示基準では、業務用米に関して、従来から都道府県名等を用いた原産地や品種名等の表示が可能でした。その一方で、一般消費者向けには、表示することを禁止している玄米及び精米品質表示基準との間で整合性を図る必要があり、〔産地未検査〕は削除すべきです。</p>	2	<p>リンゴやミカン等の農産物は、一般に市場を通じて現物の取引が行われていますが、米については、日本人の主食としての重要性を踏まえ、産地、品種、産年、等級により、現物を見なくても全国で取引できる仕組みが作られてきたことから、容器包装に入った米については玄米及び精米品質表示基準を定め、その中で表示の信頼を確保しています。なお、バラ売りの米については、一般に消費者が店頭で対面販売により購入するため、他の農産物と同様に、生鮮食品品質表示基準に基づき表示することとしています。</p>
<p>改正案は「生鮮食品品質表示基準」との整合性が取れなくなります。 玄米及び精米品質表示基準が対象とするのは消費者向けの包装容器入り精米のみであり、バラ売りの米や未検査米を業務用に仕向ける場合は、リンゴやミカンなど他の農産物と同じく生鮮食品品質表示基準が適用されることから、第三者証明がなくとも産地表示が可能であり、両表示基準の間で整合性がとれなくなります。</p>	2	
<p>農産物検査法に基づく、未検査米に関して、生鮮食品品質表示基準では、従来から都道府県名等を用いた原産地や品種名等の表示が可能でした。今回の表示改正を期に、表示することを禁止している玄米及び精米品質表示基準との間で整合性を図る必要があり、〔産地未検査〕の表示は不要です。</p>	1	

<p>「玄米及び精米品質表示基準」に該当しない玄米または精米の生鮮食品等についても、農産物検査等の客観的な証明を表示の要件とすべき。</p> <p>「玄米及び精米品質表示基準」に該当しない玄米または粉米の生鮮食品(量り売り等)および業務用生鮮食品とこれらを原料とする加工食品については、「生鮮食品品質表示基準」あるいは「加工食品品質表示基準」にもとづく表示がなされているが、未検査米であっても産地、品種、年産等を自由に記載することが可能となっており、表示基準上の不整合が発生している。これらの矛盾を解消しつつ消費者視点にたった食品表示の信頼性向上と公正かつ適正な流通を確保するためには、「玄米及び精米品質表示基準」の考え方を基本に、農産物検査等の客観的な証明を要件とした表示がなされるよう関係表示基準の見直しも行われるべき。</p>	1	
<p>その他の意見</p>		
<p>(ただ、折角の機会なので)今回の改正(案)に一步踏み込み、JAS制度下の有機JASや生産情報公表JAS(トレJAS)の認定を受けている生産者らの米については品種(銘柄)の表示が出来るようにはならないでしょうか？</p> <p>そもそも、有機JASについても、トレJASについても、認定を受けている事業者は使用した種類の根拠書類などの保持が求められており、それらの書類の保持が農林水産省(大臣)により登録を受けた第三者機関により確認を受けています。</p> <p>「証明米」の根拠とする等級検査をおこなっているのは農林水産省の登録をうけた検査機関で、第三者機関という意味では同等のものと思います。</p> <p>現在、一般消費者に対し、お米の等級についての表示はおこなわれていません。</p> <p>等級は、もっぱら業者の取引上の品質を見分けるための情報の一つにしかなくなっていません。</p> <p>そういう意味では、等級検査を受けたものでなくとも、そのお米の銘柄の根拠・担保がしっかりとあるものについては表示することが認められてしかるべきではないでしょうか。</p> <p>消費者の選択に資するというJAS法他関連法規などの目的からしても、原料玄米の銘柄の表示がおこなえるようにしていくべきではないかと思えます。</p> <p>有機農業を実践している生産者から、農協など登録検査機関から検査料以外のにも保管料を取られているとか、色々な不都合を感じているという言葉をよく聞きます。そういった意味では、有機農業や環境保全型農業の推進の観点からいっても大変有意義なことであると思えます。</p> <p>一度、調査会などでご検討下さい。</p>	1	<p>今回の改正案に対する御意見ではありませんが、品種及び産年の表示に関しては、消費者等の意見を幅広く聴くことにしています。</p>
<p>産地に限らず、産年及び品種の表示についても、農産物検査法を根拠とするものに限るべき。</p> <p>産地表示については1.に詳述したとおりであるが、農産物検査証明は、消費者に対する適切な品位や安心安全の確保、現物確認を要しない規格取引の基準による流通の円滑化、生産者の良質米産意欲向上、等の機能を果たしている。玄米及び精米品質表示基準の要件から外れることにより、農産物検査の品位基準としての位置付けが低下すれば、上記の機能が弱体化し、国産米の消費・流通・生産、ひいては食料自給率にも悪影響を及ぼすのではないかと。具体的には次のような事態を招くことが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整粒割合が検査規格となっている農産物検査証明を根拠としなければ、ふるい下米との区分がなくなり、結果的に(3)で述べたふるい下米の混入による悪影響を助長する。 ・未検査米に品種表示をおこなった場合、川下からのクレームに対して、川上は多大な費用・労力・時間を要するDNA鑑定(産地、産年は鑑定不可)で対応せざるを得なくなり、その結果、流通コストの増嵩や消費者の不信任を惹起する。 ・農産物検査による品種のチェックがなくなれば、自家採種種子の使用が拡大し、消費者にとって不利益につながる。 <p>したがって、これまで同様、産地に限らず、産年及び品種の表示は農産物検査を根拠とするものに限るべきである。</p>	1	
<p>産地、産年及び品種の表示義務化については、さらに慎重に検討すべき。</p> <p>すべての玄米及び精米について産地、産年及び品種の表示を義務付けることは、生産量の少ない産地品種やブレンド米が存在する以上、制度実効上の問題があることが想定される。仮に義務化された場合、販売業者の米袋作成にともなうコスト増が、消費者価格の上昇につながる可能性がある。一方、産地、産年及び品種の表示を義務付けることは、消費者や業性の明確な米を取り扱う流通業者にとっては、利益につながると思われる。したがって、産地、産年及び品種の表示を義務付けることは、関係者による議論を重ね、さらに慎重に検討すべきである。</p>	1	
<p>此の度の銘柄改正案について、小生も農家ですが、農家で銘柄を偽造する農家はいません。</p> <p>偽造するのは、農家の手からはなれてからです。此の度の産地容認は大変良いことです。これからも改正出来ることは改正して下されれば農家の方は喜んでます。違反者を取ればよいでしょう。農家を信用して。</p>	1	
<p>農産物検査法の3条扱いと5条扱いは分ける必要があります。</p> <p>集荷業者によっては 生産者から購入した上米(af:コシヒカリ)に中米(af:コシヒカリ)を混ぜて造り3等の様な物が未検査米として 今回の法律に適合する物として(産地・銘柄等が伝達できる) 考えている様に聞きました。</p> <p>参考に 3条:生産者から預かったコメの検査(コメの代金の支払いが検査後になります) 5条:業者間売買のコメの検査(コメの代金の支払いが先に行われます) を指しています。(少し間違っているかも知れませんが)</p>	1	<p>品種の表示方法は、従来通りで変更はありません。</p>
<p>いろいろな法規を作るたびに、コストアップにつながり小規模の企業はそのたびに疲弊しています。</p> <p>・精米標示の100%~単一原料に変更の為に、全て米袋作り直しや使用できなくなった米袋だけでも2000万円以上、全てゴミとなりました。</p> <p>今回 施行の場合は、是非猶予期間の見直し(1年で全ての切り替えは無理)や、在庫に関しては消化するまで等の対応を願います。</p> <p>・トレーサビリティ法対応の為にコンピュータシステムの入れ替え2000万円 ・米屋、殺すにゃ 刃物は要らぬ・・・ の世界です。</p>	1	<p>今回の改正は、農産物検査を受けていない玄米を原料とした際でも、都道府県名の情報伝達されている場合に、その旨表示できるとした表示の緩和であり、取り組み可能の方から実施くださるようお願いします。</p>
<p>流通業者としては伝達を確実にすれば、法律違反にならないと思いますが。</p> <p>・伝達内容の担保はどこまで流通業者の責任なのか？</p> <p>伝票記載事項の伝達は可能ですが、全ての現物と伝票記載事項との整合性は不可能です。</p> <p>検査基準や方法に対していろいろ問題があるとは思いますが、一定のルールに基づく原料と、そうでない原料は区別して流通させる必要があると思えます。本当に消費者のメリットになるのか疑問です。例えば、23年産米は、現状の放射線の問題等で流通・販売できないお米が、未検査米(産地偽装)として流通する可能性が多いのではないかと心配しています。</p>	1	<p>消費者の不安とならないよう、出荷規制により、市場に出回らないよう地方公共団体で対応しています。また、産地偽装については、懲役刑など罰則があります。</p>

<p>米トレーサビリティ法の趣旨に則れば、農産物の産地情報を含む生産履歴は問題発生時の経路追跡のためだけでなく、購入する消費者にとっても判断情報として有用であり、玄米及び精米品種表示基準においても、米トレーサビリティ法に基づき、産地情報の伝達に加えて産年及び品種名についても伝達されるべきです。</p>	1	<p>米トレーサビリティ法では、産年、品種等生産情報の記録伝達の義務はありませんが、玄米及び精米品質表示基準の改正に関しては、消費者等の意見を幅広く聴くことにしています。</p>
<p>「玄米及び精米品質表示基準」あるいは当該Q&Aを再整理すべき。 一括表示欄外(強調表示)への%表示の考え方や、精米年月日の印字方法(加工食品品質表示基準Q&Aとの整合性)、産年・産地・ブランド等の一括表示欄外に表示する場合のルールなど、地方自治体あるいは農政事務所毎に解釈が曖昧となっているものもあるため、これまで農林水産省あるいは消費者庁等の行政に寄せられた意見・質問等をふまえ、本文もしくはQ&Aを再整理し、疑義解釈の生じないものに見直すべきである。</p>	1	<p>今回の改正案に対する御意見ではありませんが、農林水産省等関係者に確認のうえ、Q&Aの見直しを進めます。</p>
<p>「ふるい下米」使用の場合にその旨及び使用率の表示義務化すべき 現在の「玄米及び精米品質表示基準」においては、いわゆる「ふるい下米」の使用にかかる表示義務がない。このため、相当量の「ふるい下米」が玄米及び精米の原料として流通しているものと想定され、品質・食味の低下を招いている。また、「ふるい下米」の使用実態を明確化することは、多様化した消費者の選択の一助となるのではないか。一方、生産者にとっては、「ふるい下米」が主食用途に還流することが全体の米価水準を押し下げ、結果的に手取りの低下につながっている。したがって、「ふるい下米」使用の場合にその旨及び使用率の表示を義務化すべきである。なお、「ふるい下米」の太宗は農産物検査を受検していないため、上述のとおり、産地、産年及び品種の表示は不可とすべき。</p>	1	<p>今回の改正案に対する御意見ではありませんが、ふるい下米の表示については、消費者等の意見を幅広く聴くことにしています。</p>
<p>御意見総数(のべ数)</p>	<p>32</p>	

※御意見については原文のまま掲載しています。